

令和2年度全国高等学校総合体育大会
第70回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会
第70回全国高等学校スキー大会
医療救護要項

1 目的

この医療救護要項は、令和2年度全国高等学校総合体育大会第70回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会及び第70回全国高等学校スキー大会に参加する選手・監督、役員、視察員及び報道関係者等の医療及び救護について、基本的事項を定めるものとする。

2 方針

令和2年度全国高等学校総合体育大会（冬季大会）長野県実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び令和2年度全国高等学校総合体育大会第70回全国高等学校スキー大会飯山市実行委員会（以下「飯山市実行委員会」という。）は、医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互に連絡調整を行い、関係機関の協力を得て業務を推進し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 救護所の設置

- (1) 大会期間中、競技開始から終了時まで各会場に救護所を設置する。
- (2) 競技中の疾病、傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。

4 救護所以外における医療

- (1) 練習等の場合
 - ・練習時間等において負傷、発病した場合は、監督・引率責任者は競技会場の係員等に申し出、責任を持って対処する。
 - ・救急車の要請が必要な場合は、監督・引率責任者は競技会場の係員等に申し出、必要に応じて会場施設管理事務所を通す。
- (2) 宿舎で発病した場合
監督・引率責任者は宿舎に申し出るとともに医療機関等へ連絡し、必ず付き添い受診する。
- (3) 実行委員会事務局への連絡
医療機関を受診した場合は、監督・引率責任者は後刻傷病の状況を、スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会参加者は実行委員会に、スキー大会参加者は飯山市実行委員会にそれぞれ連絡する。

5 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「健康保険証」を提示して受診する。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

6 医療費等の負担

- (1) 医療機関等での診療に要する費用は、すべて受診者の負担とする。また、「健康保険証」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意すること。
- (2) 救急車以外の車両を使用し、医療機関を受診する際にかかった交通費は受診者が負担する。
- (3) 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

7 参加生徒等の健康状況把握について

監督・引率責任者は、引率するすべての参加生徒の健康状況を把握し、救護所や医療機関で医師等に正確に伝えられるようにしておく。（特にアレルギー、心臓疾患、その他既往症の有無等）

8 医療機関の案内

- (1) 競技会場では、救護所及び会場係員等が医療機関の紹介をする。
- (2) 宿泊施設では、フロントで最寄りの医療機関の紹介をする。

(3) ながの医療情報ネット

休日診療の医療機関、救急病院、薬局等の検索サービスをインターネットで検索できます。

◆URL : <https://www.qq.pref.nagano.lg.jp/kt/>

◆携帯・スマートデバイス



※左のQRコードを読み込んでください。

9 救護所に備えてある書類

- 1 受診依頼書
- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター提出用
 - (1) 医療の状況等 ①病院用(入院用・入院外用) ② 整骨院用 ③ 調剤用
 - (2) 災害報告書

10 その他

大会期間中に起きた傷病については、「(公財)全国高等学校体育連盟傷病見舞金規定」及び「傷病見舞金審査基準に関する申し合わせ事項」を参考にすること。

この要項に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、関係する省庁、自治体、競技団体及び業界団体が定めるガイドラインに従うものとする。